

平成 2 3 年 9 月 〇 日

〇〇地方検察庁検事正 殿 【※ 各別に記載する。】

下級裁判所裁判官指名諮問委員会

福岡地域委員会地域委員長 山 口 幸 雄

裁判官への任官希望者に関する情報の提供について（依頼）

この度、平成 2 4 年 4 月 1 日付けで裁判官への任官を希望する下記 1 の者（以下「任官希望者」という。）に関し、下級裁判所裁判官指名諮問委員会から当地域委員会に任官希望者を裁判官に指名することの適否について情報収集の依頼がありました。

については、貴庁所属の検察官に対し、上記情報を有する場合には下記 2 の要領により当地域委員会がこれを受け付ける旨を、貴庁所属の検察官にこの依頼文書を配布されるなどして、周知していただきますようお願いいたします。

なお、別添名簿につきましては、その情報管理に特段の配慮をされるよう、併せて周知していただきますようお願いいたします。

参考までに任官希望者の担当事件一覧表を添付します。

記

1 任官希望者

別添「裁判官指名候補者名簿」のとおり

2 情報受付の要領

(1) 情報の受付期間

平成 2 3 年 1 0 月 2 8 日（金）まで

(2) 情報の受付方法

任官希望者の指名の適否に関して参考となる情報（具体的な事実を記載し、情報を得た時期及び情報を得るに至った経緯も明らかにする。）並びに情報提

供者の氏名，所属等を記載した書面を，当地域委員会の庶務を担当する福岡高等裁判所事務局総務課長に対し，郵送（親展表示，「地域委員会関係」と朱書きする。）又は持参する方法による。

文書のあて先 福岡地域委員会地域委員長

文書の送付先 〒 8 1 0 - 8 6 0 8

福岡市中央区城内 1 - 1

福岡高等裁判所事務局総務課長

問い合わせ先 0 9 2 - 7 8 1 - 3 1 4 1

（内線 2 1 0 0 総務課長江頭， 2 1 0 1 総務課課長補佐東）

【※ 裁判官指名候補者名簿を添付する。】

平成23年9月〇日

〇〇地方裁判所長 殿 【※ 各別に記載する。】

下級裁判所裁判官指名諮問委員会

福岡地域委員会地域委員長 山口 幸雄

裁判官への任官希望者に関する情報受付の周知について

(依頼)

この度、平成24年4月1日付けで裁判官への任官を希望する下記1の者（以下「任官希望者」という。）に関し、下級裁判所裁判官指名諮問委員会から当地域委員会に任官希望者を裁判官に指名することの適否について情報収集の依頼がありました。

ついては、貴庁所属の裁判官に対し、上記情報を有する場合には下記2の要領により当地域委員会がこれを受け付ける旨を、貴庁所属の裁判官にこの依頼文書を配布されるなどして、周知していただきますようお願いいたします。

なお、別添名簿につきましては、その情報管理に特段の配慮をされるよう、併せて周知していただきますようお願いいたします。

参考までに任官希望者の担当事件一覧表を添付します。

記

1 任官希望者

別添「裁判官指名候補者名簿」のとおり

2 情報受付の要領

(1) 情報の受付期間

平成23年10月28日（金）まで

(2) 情報の受付方法

任官希望者の指名の適否に関して参考となる情報（具体的な事実を記載し、

情報を得た時期及び情報を得るに至った経緯も明らかにする。)並びに情報提供者の氏名, 所属等を記載した書面を, 当地域委員会の庶務を担当する福岡高等裁判所事務局総務課長に対し, 郵送(親展表示, 「地域委員会関係」と朱書きする。)又は持参する方法による。

文書のあて先 福岡地域委員会地域委員長

文書の送付先 〒810-8608

福岡市中央区城内1-1

福岡高等裁判所事務局総務課長

問い合わせ先 092-781-3141

(内線2100総務課長江頭, 2101総務課課長補佐東)

【※ 裁判官指名候補者名簿を添付する。】

平成23年9月〇日

〇〇地方裁判所長 殿 【※ 各別に記載する。】

下級裁判所裁判官指名諮問委員会

福岡地域委員会地域委員長 山 口 幸 雄

裁判官への任官希望者に関する情報受付の周知について

(依頼)

この度、平成24年4月1日付けで裁判官への任官を希望する下記1の者（以下「任官希望者」という。）に関し、下級裁判所裁判官指名諮問委員会から当地域委員会に任官希望者を裁判官に指名することの適否について情報収集の依頼がありました。

ついては、別添の「担当事件一覧表」記載の事件の担当裁判官に対し、上記情報を有する場合には下記2の要領により当地域委員会がこれを受け付ける旨を、当該裁判官にこの依頼文書を配布されるなどして、周知していただきますようお願いいたします。

なお、別添名簿につきましては、その情報管理に特段の配慮をされるよう、併せて周知していただきますようお願いいたします。

記

1 任官希望者

別添「裁判官指名候補者名簿」のとおり

2 情報受付の要領

(1) 情報の受付期間

平成23年10月28日（金）まで

(2) 情報の受付方法

任官希望者の指名の適否に関して参考となる情報（具体的な事実を記載し、

情報を得た時期及び情報を得るに至った経緯も明らかにする。)並びに情報提供者の氏名, 所属等を記載した書面を, 当地域委員会の庶務を担当する福岡高等裁判所事務局総務課長に対し, 郵送(親展表示, 「地域委員会関係」と朱書きする。)又は持参する方法による。

文書のあて先 福岡地域委員会地域委員長

文書の送付先 〒810-8608

福岡市中央区城内1-1

福岡高等裁判所事務局総務課長

問い合わせ先 092-781-3141

(内線2100総務課長江頭, 2101総務課課長補佐東)

【※ 裁判官指名候補者名簿を添付する。】

平成23年9月〇日

弁護士 〇〇 〇〇 殿 【※ 各別に記載する。】

下級裁判所裁判官指名諮問委員会

福岡地域委員会地域委員長 山口 幸雄

裁判官への任官希望者に関する情報の提供について（依頼）

この度、平成24年4月1日付けで裁判官への任官を希望する下記1の者（以下「任官希望者」という。）に関し、下級裁判所裁判官指名諮問委員会から当地域委員会に任官希望者を裁判官に指名することの適否について情報収集の依頼がありました。

については、任官希望者が担当した別紙の事件を通じて、貴職が上記情報を有する場合には、下記2の要領により当地域委員会に情報をお寄せくださるようお願い申し上げます。

なお、別添名簿につきましては、その情報管理に特段の配慮をされるようお願いいたします。

記

1 任官希望者

別添「裁判官指名候補者名簿」のとおり

2 情報受付の要領

(1) 情報の受付期間

平成23年10月28日（金）まで

(2) 情報の受付方法

任官希望者の指名の適否に関して参考となる情報（具体的な事実を記載し、情報を得た時期及び情報を得るに至った経緯も明らかにする。）及び貴職の氏

名等を記載した書面を，当地域委員会の庶務を担当する福岡高等裁判所事務局総務課長に対し，郵送（親展表示，「地域委員会関係」と朱書きする。）又は持参する方法による。

文書のあて先 福岡地域委員会地域委員長

文書の送付先 〒810-8608

福岡市中央区城内1-1

福岡高等裁判所事務局総務課長

問い合わせ先 092-781-3141

（内線2100総務課長江頭，2101総務課課長補佐東）

【※ 裁判官指名候補者名簿を添付する。】

平成 23 年 9 月 〇〇 日

弁護士 〇〇 〇〇 殿 ※任官希望者

下級裁判所裁判官指名諮問委員会

福岡地域委員会地域委員長 山 口 幸 雄

裁判官への任官希望者に関する情報提供者の氏名等の提供に
ついて（依頼）

この度、貴殿が平成 24 年 4 月 1 日付けで裁判官への任官を希望されたことに伴い下級裁判所裁判官指名諮問委員会から当地域委員会に弁護士任官の適否に関する情報収集の依頼がありました。

ついては、貴殿の弁護士活動の実際をよく御存知の弁護士に対して、当地域委員会が弁護士任官に係る情報をお伺いする必要があると思料されます。そこで、お手数ですが、例えば現在又は過去の共同経営弁護士もしくは雇用弁護士及び過去 3 年以内に法廷又はその他の社会活動を共同して行った弁護士など、5 名程度の弁護士の住所、氏名及び貴殿との関係を記載した書面を 9 月 30 日（金）までに、当地域委員会の庶務を担当する福岡高等裁判所事務局総務課長あてに郵送（親展表示）又は持参していただく方法で御提出ください。

文書のあて先 福岡地域委員会地域委員長

文書の送付先 〒 8 1 0 - 8 6 0 8

福岡市中央区城内 1 - 1

福岡高等裁判所事務局総務課長

問い合わせ先 0 9 2 - 7 8 1 - 3 1 4 1

（内線 2 1 0 0 総務課長江頭， 2 1 0 1 総務課課長補佐東）

平成23年9月〇日

弁護士 〇〇 〇〇 殿 【※ 各別に記載する。】

下級裁判所裁判官指名諮問委員会

福岡地域委員会地域委員長 山口 幸雄

裁判官への任官希望者に関する情報の提供について（依頼）

この度、平成24年4月1日付けで裁判官への任官を希望する下記1の者（以下「任官希望者」という。）に関し、下級裁判所裁判官指名諮問委員会から当地域委員会に任官希望者を裁判官に指名することの適否について情報収集の依頼がありました。

ついては、上記情報を有する場合には、下記2の要領により当地域委員会に情報をお寄せくださるようお願い申し上げます。

なお、別添名簿につきましては、その情報管理に特段の配慮をされるようお願いいたします。

記

1 任官希望者

別添「裁判官指名候補者名簿」のとおり

2 情報受付の要領

(1) 情報の受付期間

平成23年10月28日（金）まで

(2) 情報の受付方法

任官希望者の指名の適否に関して参考となる情報（具体的な事実を記載し、情報を得た時期及び情報を得るに至った経緯も明らかにする。）及び貴職の氏名等を記載した書面を、当地域委員会の庶務を担当する福岡高等裁判所事務局

総務課長に対し、郵送（親展表示、「地域委員会関係」と朱書きする。）又は持参する方法による。

文書のあて先 福岡地域委員会地域委員長

文書の送付先 〒810-8608

福岡市中央区城内1-1

福岡高等裁判所事務局総務課長

問い合わせ先 092-781-3141

（内線2100総務課長江頭，2101総務課課長補佐東）

【※ 裁判官指名候補者名簿を添付する。】

平成23年9月〇日

〇〇地方検察庁検事正 殿

下級裁判所裁判官指名諮問委員会

福岡地域委員会地域委員長 山 口 幸 雄

裁判官指名候補者に関する情報の受付の周知について

(依頼)

貴庁に対応する裁判所所属の平成24年2月から9月の間の再任(判事任命)を希望する者(以下「指名候補者」という。)は、別添「裁判官指名候補者名簿」のとおりです。

ついては、貴庁所属の検察官に対し、指名候補者を裁判官として指名することの適否に関して情報を有する場合には下記の方法により当委員会が受け付ける旨を、この依頼文書を貴庁所属の検察官に配布されるなどして、周知していただきますようお願いいたします。

なお、別添名簿につきましては、その情報管理に特段の配慮をされるよう、併せて周知していただきますようお願いいたします。

記

1 情報の受付期間

平成23年10月28日(金)まで

2 情報の受付方法

指名候補者の指名の適否に関する情報(具体的な事実)並びに情報提供者の氏名及び所属を記載した書面(別紙様式参照)を、各個人から直接、当委員会の庶務を担当する福岡高等裁判所事務局総務課長に対し、郵送(親展表示、「地域委員会関係」と朱書きする。)又は持参する方法による。

文書のあて先 福岡地域委員会地域委員長

文書の送付先 〒810-8608

福岡市中央区城内1-1

福岡高等裁判所事務局総務課長

問い合わせ先 092-781-3141

(内線2100総務課長江頭, 2101総務課課長補佐東)

平成23年9月〇日

〇〇県弁護士会会長 殿 【※ 各別に記載する。】

下級裁判所裁判官指名諮問委員会

福岡地域委員会地域委員長 山 口 幸 雄

裁判官指名候補者に関する情報の受付の周知について

(依頼)

貴会に対応する裁判所所属の平成24年2月から9月の間の再任(判事任命)を希望する者(以下「指名候補者」という。)は、別添「裁判官指名候補者名簿」のとおりです。

ついては、貴会所属の弁護士に対し、指名候補者を裁判官として指名することの適否に関して情報を有する場合には下記の方法により当委員会が受け付ける旨を、この依頼文書を貴会所属の弁護士に配布されるなどして、周知していただきますようお願いいたします。

なお、別添名簿につきましては、その情報管理に特段の配慮をされるよう、併せて周知していただきますようお願いいたします。

おって、さきで開催された下級裁判所裁判官指名諮問委員会での協議において、情報収集における留意事項として、「裁判官の職権の独立に対する影響、プライバシーへの配慮、適格性に疑義が生じない情報を広く収集するという観点に照らすと、弁護士会が各弁護士からの情報を取りまとめるのは相当ではなく、各弁護士から直接地域委員会に情報を提供してもらうように会員に周知していただきたい、特に段階評価式アンケートによる情報収集は相当ではない。」との取りまとめがなされておりますので、念のため申し添えます。

記

1 情報の受付期間

平成23年10月28日（金）まで

2 情報の受付方法

指名候補者の指名の適否に関する情報（具体的な事実）並びに情報提供者の氏名及び所属を記載した書面（別紙様式参照）を、各個人から直接、当委員会の庶務を担当する福岡高等裁判所事務局総務課長に対し、郵送（親展表示、「地域委員会関係」と朱書きする。）又は持参する方法による。

文書のあて先 福岡地域委員会地域委員長

文書の送付先 〒810-8608

福岡市中央区城内1-1

福岡高等裁判所事務局総務課長

問い合わせ先 092-781-3141

（内線2100総務課長江頭，2101総務課課長補佐東）

【※ 裁判官指名候補者名簿を添付する。】

平成23年9月〇日

〇〇弁護士会会長 殿

下級裁判所裁判官指名諮問委員会

福岡地域委員会地域委員長 山口 幸雄

再任（判事任命）候補者情報の弁護士会内における取扱いに
ついて（依頼）

裁判所法40条1項の規定により指名することの適否について諮問がされた再任（判事任命）候補者に関しましては、その旨を貴会に通知し、情報の周知あるいは重点審議者に関しては情報の提供の依頼を行っているところですが、今般、ある地域委員会において、ある弁護士から寄せられた情報の中に「同裁判官は、重点審議者となっていることも仄聞した。」との記載があり、この点について同地域委員会で審議された際に、ある委員から、各弁護士会同士の連携は極めて密接であり、ある候補者が重点審議者ではないかと推測されるような事情があれば、すぐに弁護士会間で問い合わせがある旨の発言があったことが明らかになりました。

弁護士会において、実際にこのような取扱いが図られているか否かは定かではありませんが、仮に上記のような発言が事実であるとするれば、このような取扱いは、弁護士会はもちろんのこと、各弁護士においても、どの裁判官が重点審議者になっているかを認識する必要は全くないにもかかわらず（むしろ、そのような認識を持つと、候補者の指名の適否に関する情報に一定のバイアスがかかるおそれがある。）、当該候補者が重点審議者となっている可能性があることを、幅広く流布させることにつながり、特に、その結果、当該候補者が現在所属する庁に対応する弁護士会にまで当該裁判官が重点審議者となっている可能性があることを知らせることになり、極めて大きな弊害を生むおそれがあると考えられます。

したがいまして、このような取扱いをすることは相当ではないと考えられますので、その旨ご理解いただきますよう、念のためお伝えするとともに、あたかも重点審議者を積極的に特定するための情報交換等については、弁護士会の活動としてはもとより、会員弁護士に対しても、そういった行為を控えるよう周知するなどしかるべくご配慮をよろしくお願いいたします。